

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社グループは、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」および「関西電力グループ2022年度計画」に掲げた諸施策について、総力を結集し、取り組んでまいりましたが、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反や新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等のコンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでいることを極めて重く受け止めております。こうした中、当社は、本年2月24日から5月12日までの間、能動的な営業活動を全面的に自粛し、業務運用やシステムの総点検、行為規制等の法令に関する理解とコンプライアンス意識の再徹底に向けた研修・教育に集中的に取り組みました。

連結収支の状況については、収入面では、電灯電力料収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は3兆9,518億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は4兆482億円と、前年度にくらべて1兆1,207億円の増加となりました。

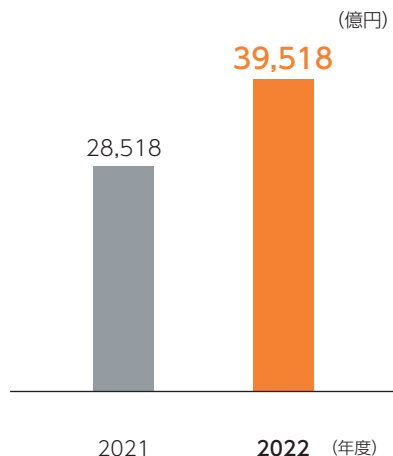
支出面では、徹底した経営効率化に努めたものの、原子力利用率の低下や為替・燃料価格の影響などにより火力燃料費が増加したことや、卸電力取引市場からの調達費用の増加などにより他社購入電力料が増加したことなどから、経常費用合計は4兆548億円と、前年度にくらべて1兆2,634億円の増加となりました。この結果、経常損失は66億円となりました。

一方、税務上の繰越欠損金について当期に繰延税金資産を計上したことなどから、法人税等が減少いたしました。

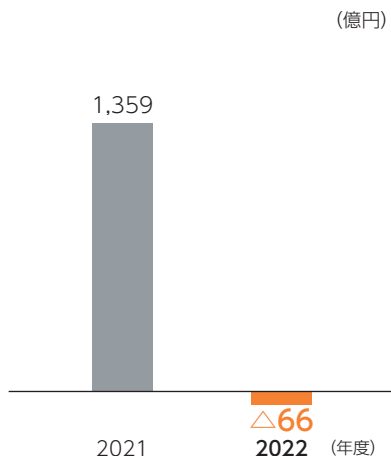
この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は176億円となりました。

期末配当については、2022年度の業績および2023年度以降の収支状況や、中期経営計画の進捗状況など、経営環境を総合的に勘案し、1株当たり25円としたいと存じます。

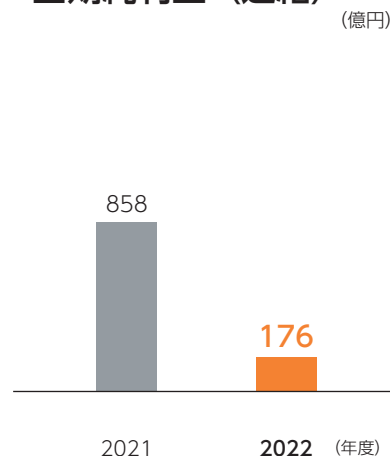
売上高（連結）



経常利益（連結）



親会社株主に帰属する 当期純利益（連結）



生活・ビジネス ソリューション事業

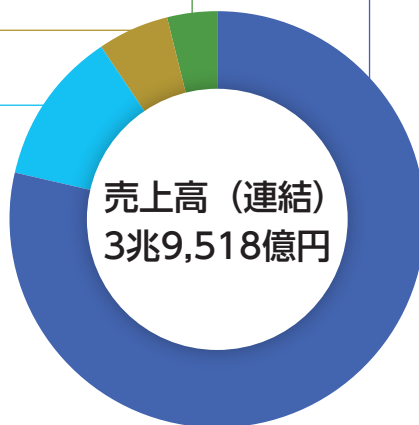
1,493億円 (3.8%)

情報通信事業

2,228億円 (5.6%)

送配電事業

4,699億円 (11.9%)

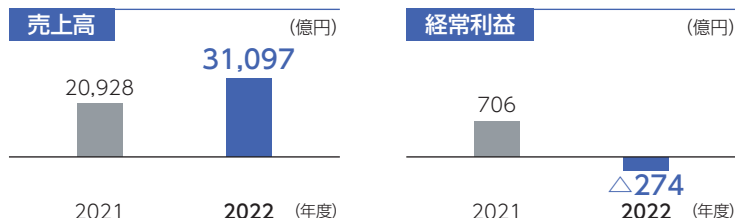


エネルギー事業

31,097億円 (78.7%)

事業別の状況は次のとおりであります。

a. エネルギー事業



【業績】

小売販売電力量は、需要数が増加したことなどから、1,116億kWhと前年度にくらべて10.8%増加しました。その内訳を見ると、「電灯」については、309億kWhと前年度にくらべて4.4%減少しました。また、「電力」については、807億kWhと前年度にくらべて18.0%増加しました。

収入面では、電灯電力料収入が増加したことなどから、売上高は3兆1,097億円と、前年度にくらべて1兆168億円の増収となりました。支出面では、徹底した経営効率化に努めたものの、原子力利用率の低下や為替・燃料価格の影響などにより火力燃料費が増加したことや、卸電力取引市場からの調達費用の増加などにより他社購入電力料が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常損失は274億円と、前年度にくらべて980億円の減益となりました。

【当年度の取組み】

原子力プラントについては、7基中、美浜発電所3号機、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3、4号機の5基が運転を行っております。高浜発電所4号機は、本年1月に制御棒挿入による中性子束急減に伴い原子炉が自動停止しましたが、原因を調査し必要な対策を講じた後、3月に運転を再開しております。また、運転期間延長の認可を受けた高浜発電所1、2号機は、2023年度の運転再開に向け定期検査を継続しております。なお、特定重大事故等対処施設については、美浜発電所3号機は昨年7月に、大飯発電所3号機は昨年12月に、4号機は昨年8月に運用を開始しており、高浜発電所1、2号機は、早期完成に向け引き続き最大限努力してまいります。

再生可能エネルギーの開発等については、国内においては、福島いわきバイオマス発電所およびパシフィコ・エナジー和歌山メガソーラー発電所は昨年4月に、南木曾吾妻発電所（水力発電）は昨年7月に、播州メガソーラー発電所、秋田港および能代港洋上風力発電所は本年1月に、相生バイオマス発電所は本年3月に営業運転を開始いたしました。また、五島市沖洋上風力発電事業で風車組立てを開始するなど、既存のプロジェクトを着実に推進するとともに、コーポレートPPA（電力購入契約）による太陽光発電開発・電力供給等、新規プロジェクトにも取り組んでまいりました。

また、国外においても、建設中であったフィンランドのピーパリンマキ陸上風力発電事業は商業運転を開始し、ノイコネクト英独連系送電線事業は工事着工を迎えました。

ご家庭のお客さまへのサービスについては、従来のオール電化住宅向けなどのメニューに加え、太陽光発電設備と電気をセットにしたサブスクリプション（定額）サービス「はぴeセットソラレジ」の提供を開始いたしました。

また、法人のお客さまへのサービスについては、脱炭素の計画策定から具体策実行までをサポートする「ゼロカーボンパッケージ」活動を展開するとともに、お客さまが所有する分散型リソースの最適制御等を行うエネルギーマネジメントシステムである「SenaSon（Smart energy aggregate Solution）[※]」の提供を開始いたしました。

ガス事業については、販売量は153万トンと、前年度実績と同水準となりました。また、家庭用分野においては、多くのお客さまに「関電ガス」をお選びいただくため、当社の電気とガスをセットにした「なっとクパック」の提案活動を展開し、年度末時点での契約件数が162万件となりました。

また、中核会社の株式会社関電エネルギーソリューションにおいては、ユーティリティサービス事業について、収益の拡大に向け、大型案件の受注推進に加え、中小規模案件の獲得や首都圏での活動強化など顧客基盤の構築に取り組むとともに、空調制御サービス「おまかSave-Air」等のサービスを推進いたしました。

※お客さまが所有する分散型リソースの最適制御等を行うエネルギーマネジメントシステム

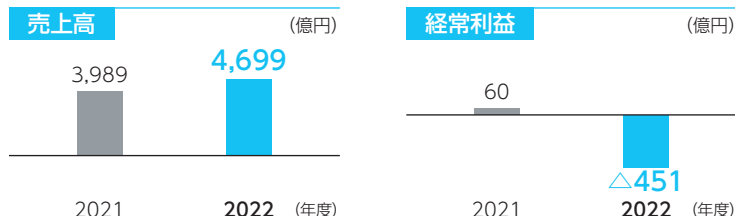


高浜発電所 1、2号機



福島いわきバイオマス発電所

b. 送配電事業



【業績】

収入面では、需給調整取引の増加による収益の増加があったことなどから、売上高は4,699億円と、前年度に比べて709億円の増収となりました。支出面では、燃料価格の高騰などの影響により、需給調整に伴う費用が大幅に増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常損失は451億円と、前年度に比べて512億円の減益となりました。

【当年度の取組み】

関西電力送配電株式会社では、高経年化設備の計画的更新や次世代化を着実に進め、電力の安全・安定供給に取り組んでまいりました。

また、2023年度から導入される新たな託送料金制度に向け、脱炭素化・レジリエンス強化に資する電力ネットワークの次世代化やサービスレベル向上などの取組目標を反映した5ヶ年の事業計画を策定するとともに、カイゼンを通じた生産性向上や徹底した効率化によるコスト削減などを推進いたしました。

需給調整取引の収支悪化に対しては、調整力調達費用の適正化に向けて取り組んでまいりました。

加えて、成長領域である国際事業では「ナイジェリア国配電分野能力向上プロジェクト」のコンサルティング業務受託など、着実に事業を拡大いたしました。

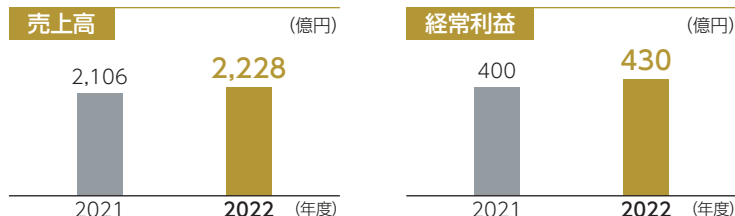


ドローンを活用した設備点検



ナイジェリア国配電分野能力向上プロジェクト
作業性検証の様子

C. 情報通信事業



【業績】

収入面では、e o 電気において燃料費調整額が増加したことなどから、売上高は2,228億円と、前年度にくらべて121億円の増収となりました。支出面では、e o 電気において電力調達費用が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は430億円と、前年度にくらべて29億円の増益となりました。

【当年度の取組み】

中核会社の株式会社オプテージにおいては、F T T Hサービス「e o 光」について、新規申込者の約6割に選ばれている10ギガ／5ギガコースをe o 光ネットの全エリアで利用可能とするなど、より多くのお客さまに選び続けていただけるよう努めてまいりました。

モバイル事業「mineo」については、お客さまのご期待に応えるため、データ使い放題プランの「マイそく」に新メニューを追加したほか、e S I M搭載端末の提供を開始いたしました。また、新サービスとして、家電製品を一括でひとつのアプリで操作することができるスマートホームI o T「I O P T」の提供を開始いたしました。

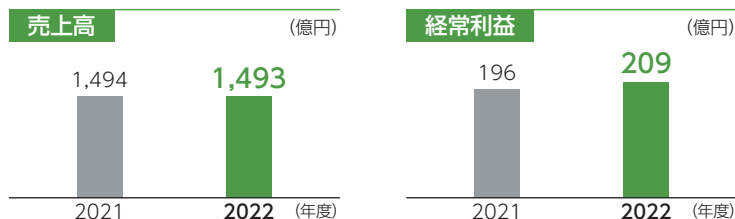


超高速10ギガ／5ギガコースなら
家族みんなで同時に利用してもサクサク快適



e o 光 超高速光インターネット10ギガ／5ギガコース

d. 生活・ビジネス ソリューション事業



【業績】

収入面では、不動産分野において、賃貸事業における新規物件の取得により賃料収入が増加したことや、ホテル事業における稼働率の向上などがあったものの、株式の譲渡により、4社を連結の範囲から除外したことなどから、売上高は1,493億円と、前年度と同程度となりました。支出面では、徹底したコスト削減に努めたことなどから、経常費用は減少しました。この結果、経常利益は209億円と、前年度にくらべて12億円の増益となりました。

【当年度の取組み】

安心・快適・便利な生活やビジネスを実現する様々な事業を展開しております。特に、中核会社の関電不動産開発株式会社においては、超高層タワーマンション「シエリアタワー中之島」や、首都圏のオフィス建替えプロジェクト「関電不動産渋谷ビル」の開発を推進いたしました。

また、海外においても住宅開発・賃貸事業を展開しており、米国・豪州・東南アジアで6案件に事業参画いたしました。



シエリアタワー中之島
※2022年9月時点のイメージパースであり、今後変更となる可能性があります。



関電不動産渋谷ビル
※2022年8月時点のイメージパースであり、今後変更となる可能性があります。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、コンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでいることを極めて重く受け止めており、株主のみなさまをはじめ社会からの信頼回復が最重要の課題であると考えております。これまで、金品受取り問題等を受けガバナンス・コンプライアンス体制を強化し、様々な取組みを進めてまいりましたが、今一度、コンプライアンスの徹底を経営の大前提に、一人ひとりが「自分事」として真摯に向き合い、かつ、実践する組織風土への改革を断行するとともに、今後も発生しうる様々な環境変化とリスクに確実に対応すべく、グループ全体の内部統制の抜本的強化を行い、再発防止策にグループ一丸で取り組んでまいります。

「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」の策定以降、ウクライナ情勢を受けた燃料市況の不安定化に加え、脱炭素化の潮流やデジタル化の急進により、当社を取り巻く事業環境は大きく変化し、先行き不透明な状況が続いています。

現下の難局を乗り越え、収支の安定化を図るとともに、将来の成長への布石を打つために、経営の最重要課題としてコンプライアンスの徹底を図りながら、中期経営計画に掲げる以下の3本柱の取組みについても、引き続き着実に推し進めてまいります。

「ゼロカーボンへの挑戦」については、「ゼロカーボンビジョン2050」の達成を目指して、最適な電源ポートフォリオの実現に向けた取組みを推進するなど、「ゼロカーボンロードマップ」に基づく取組みを加速させてまいります。

（主な取組み）

- ・ 高浜発電所1、2号機の再稼動および安全・安定運転の継続による7基体制の確立
- ・ 2023年末までの福井県外における中間貯蔵施設の計画地点の確定
- ・ 洋上風力発電の公募入札を見据えた競争力強化に向けた取組みの加速、コーポレートPPAによる太陽光発電開発の推進
- ・ 海外から姫路地域に向けた大規模な水素サプライチェーンを2030年頃に構築すべく、産業横断的に周辺の事業者と協働しながら、上流（供給側）から下流（需要側）までの取組みを加速

「サービス・プロバイダーへの転換」については、エネルギー分野のみならず、幅広い事業領域において、多様化するお客さまや社会のみなさまのご要望にお応えできる新たな価値の創出に挑み続けてまいります。

（主な取組み）

- ・デジタル社会のバイタルプラットフォームであるデータセンター事業の具体化・拡大
- ・分散型リソースにおける再生可能エネルギーの活用や電化、SenaSonによるこれらの最適制御を軸に、ゼロカーボンパッケージを推進
- ・分散型サービスプラットフォーム※（E-Flow合同会社）を基盤としたVPP事業や系統用蓄電池事業等の推進と拡大

※お客さま・発電事業者等が所有する分散型リソースを束ね、最適な市場取引を行うプラットフォーム

「強靱な企業体質への改革」については、コスト構造改革のさらなる深化はもとより、働き方改革等を進め、従業員一人ひとりが持てる力を最大限に発揮し、いきいきと活躍できるグループを創り上げることで、事業基盤の一層の強化を図ってまいります。

（主な取組み）

- ・コスト構造改革の目標を達成するため、グループ全体でのバリューアナリシスの推進による効率化等を着実に実施
- ・デジタル技術の活用や人材基盤の強化、事業探索・開発を加速させ、VX・イノベーションを強力に推進

当社グループは、こうした取組みを通じ、株主のみなさまのご期待に応えられるよう、企業価値の向上に全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜われますようお願い申し上げます。

(ご参考)

コンプライアンスに関わる不適切な事案の詳細について

○特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について

【経緯・事実関係】

公正取引委員会による調査の結果、本年3月30日に、当社は、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為（以下、「本件行為」という。）を行っていたとして、以下のとおり認定されました。

- 当社と中部電力株式会社および中部電力ミライズ株式会社は、遅くとも2018年11月2日から2020年10月28日までの間、大口顧客を対象として、相手方供給区域に所在する相手方の大口顧客獲得のための営業活動を制限していた。
- 当社と中国電力株式会社（以下、「中国電力」という。）は、遅くとも2018年11月8日から2020年10月28日までの間、相対顧客および中国電力管内の官公庁等を対象に、相手方供給区域に所在する相対顧客獲得のための営業活動を制限し、また、当社による中国電力管内での入札参加および安値入札を制限していた。
- 当社と九州電力株式会社（以下、「九州電力」という。）は、遅くとも2018年10月12日から2020年10月28日までの間、相手方供給区域での安値入札を制限していた。九電みらいエナジー株式会社は、遅くとも2018年10月31日までに、九州電力から上記内容を伝達され、上記制限に参加した。

なお、当社は、立入検査前に違反行為を取り止めていたことおよび公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたことなどから、課徴金納付命令および排除措置命令のいずれも受けておりません。

当社は、今回の事態を極めて重く受け止め、公正取引委員会が認定した事実および社外弁護士による社内調査をもとに、コンプライアンス委員会の助言指導を踏まえて、4月12日に再発防止策をとりまとめ、公表しました。

【原因・背景】

本件行為は、当社の役員および社員において、電力自由化への政策転換に関する認識が不足していた中で、経済合理性を伴う販売電力量と販売価格を実現する営業戦略を重視する思いと、独占禁止法に対する意識の希薄さがあいまって生じたものと考えており、具体的な原因としては、「電力自由化への政策転換後の事業ルールに対する意識不足」、「法令遵守意識の希薄さ」、「独占禁止法の知識・理解の不足」および「経営トップ層の活動に対するチェック機能の不足・不全」であったと考えております。

【再発防止】

本年5月12日、経営トップが、「自由化された小売市場における事業者として、より価値の高いエネルギー供給サービスを、価格と品質による公正な競争を通じて実現すること」および「独占禁止法や電気事業法の行為規制などにおけるルール違反と決別し、再構築した体制のもと、事業運営に取り組むこと」を宣言し、以下の競争政策（独占禁止法）を遵守するシステムの再構築に向けた取組みを進めております。

- 競合他社との厳格な接触ルールや社内リニエンシー制度を定める規程の制定等の「社内規程等の整備」
- 他人任せ・上意下達の組織風土改革、コンプライアンス重視の再徹底および独占禁止法の正確な知識付与等の「教育・研修等の充実」
- 法律相談および内部通報制度の活用周知・制度充実等の「予防機能の強化」
- 第三者による定期的な監査の実施等の「監視機能の強化」

本事案に関するプレスリリース資料を当社ウェブサイトに掲載しております。
https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2023/pdf/20230412_1j.pdf



○新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について

【経緯・事実関係】

昨年12月、関西電力送配電株式会社（以下、「関西電力送配電」という。）が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報（以下、「新電力顧客情報」という。）を当社社員が閲覧し、活用していたことが判明しました。

アンケートやヒアリング調査の結果、閲覧可能な状態であった特別高圧・高圧の13画面2帳票については、お客さまへの提案活動を目的とする新電力顧客情報の閲覧は行われておりませんでした。一方、低圧4画面については、お客さまへの提案活動を目的とする新電力顧客情報の閲覧が行われていたことが判明しました。

また、電力取引報の作成や検針票現地投函廃止ダイレクトメールを送付する際の各種データに、新電力顧客情報が含まれていたことが判明しました。その後、データへアクセスできない措置を講じ、情報漏洩の状態を解消しております。

これらの事案を受け、当社は4月17日に業務改善命令を受領し、5月12日に業務改善計画を策定・公表しました。

【原因・背景】

- 情報システム改修時の設計・検証および運用開始以降のモニタリング体制等が不十分であったことに加え、当該システムの信頼性を過信するあまり、設計の不備をこれまで発見することができませんでした。
- 小売全面自由化という大きな政策変更を伴う事業環境変化に対し、会社全体として意識面・行動面の対応が不十分であり、小売電気事業者間の公正な競争環境を確保するための仕組み作りを十分に行うことができていませんでした。
- 各職場におけるコンプライアンスの実践について、具体的な業務に落とし込むことが徹底できておらず、目の前のお客さま対応を優先する中で、仕事のやり方を見直すまでに至りませんでした。

【再発防止】

<託送情報に係る情報システムへの対応>

- 関西電力送配電が保有する託送情報に係る情報システムの共用状態を解消するため、情報システムの物理的分割等を実施します。

<ソリューション本部における主な対応>

- 業務運用および情報システムの総点検を実施するとともに、コンプライアンス研修や対話活動を通じて従業員の声を拾い上げる取組み、業務マニュアル・手順書の確認をはじめとした委託先へのフォロー等を継続します。

<グループ全体の主な対応>

[組織風土の改革]

- 社長を議長とする「組織風土改革会議」を新設し、全役員・全従業員が、自身の思いや気づきを上司や同僚と率直に語り合えるような組織風土を創り上げるとともに、一連の改革を統括し、推進してまいります。
(具体的な実施内容)
トップメッセージの発信や対話活動を通じた従業員の声の一元的な把握・分析と部門横断的な課題解決。

[内部統制の強化]

- 内部統制の抜本的な強化に向けた取組みを一元的に推進する「コンプライアンス推進本部」を新設し、CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）のもと、グループ全体のコンプライアンス推進やリスクマネジメントに取り組んでまいります。
(具体的な実施内容)
内部統制部会を設置し、専門性を有するコーポレート部門と業務執行箇所の連携によるリスク管理計画を統括。実績把握・評価・改善を通じた関係法令遵守や不適切事案の未然防止に向けた取組みを推進。
- 経営監査室の体制充実・強化等を行うとともに、外部の知見（国際基準に基づく定期的な外部評価の実施等）も活用し、監査品質の向上を図ってまいります。

[外部人材を活用した検証体制]

- 取締役会による特別監督（改革モニタリング）として、取締役会開催に併せて、一連の改革の達成状況の報告を義務付け、個別の取組状況についてもフォローアップし、追加対策等について助言・指導を行います。
- 監査委員会による特別監査として、法令等遵守状況に加え、定期的かつ必要に応じて、一連の改革の取組状況について、報告を求め、その実効性、浸透・定着度合いを監査します。

また、関西電力送配電においても、4月17日に業務改善命令を受領し、5月12日に業務改善計画を策定・公表しております。本計画に基づく諸施策等を着実に推進してまいります。

本事案に関するプレスリリース資料を当社ウェブサイトに掲載しております。
https://www.kepcoco.jp/corporate/pr/2023/pdf/20230512_1j.pdf



(ご参考)

関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）

■ 関西電力グループの目指す姿

エネルギー、送配電、情報通信、生活・ビジネスソリューションを、改めて中核事業に据えその周辺に、その重なり合うところに、新たな価値を創出し続けます
こうした取組みにより、様々な社会インフラ・サービスを提供するプラットフォームの担い手となり、お客さまと社会のお役に立ち続け、持続可能な社会の実現に貢献することを目指します

■ 目指す姿の実現に向けた取組みの柱

事業運営の
大前提

ガバナンス確立とコンプライアンス推進

金品受取り問題等の反省に立ち、信頼回復に全力を尽くします

取組みの柱

KX : *Kanden Transformation*

① ゼロカーボンへの挑戦
EX : *Energy Transformation*

脱炭素化の潮流が世界規模で加速し、持続可能な社会の実現への貢献が期待されるなか、関西電力グループ「ゼロカーボンビジョン2050」の実現に向けた取組みを推進します

② サービス・プロバイダーへの転換
VX : *Value Transformation*

従来の大規模アセット中心のビジネスに留まらず、徹底してお客さま視点に立ち、ニーズや課題と向き合うことで、お客さまに新たな価値を提供し続ける企業グループに生まれ変わります

③ 強靱な企業体質への改革
BX : *Business Transformation*

コスト構造改革やイノベーション、デジタル化、そして働き方改革を加速します

■ 財務目標

	2021-2023年度	2025年度
経常利益	3 ヶ年平均 1,000億円 以上	2,500億円 以上
F C F	3 ヶ年平均 ▲500億円 未満	2,000億円 以上
	2021-2025年度合計で黒字化	
自己資本比率	20% 以上	23% 以上
ROA（※）	3 ヶ年平均 1.5% 以上	3.5% 以上

（※）ROA〔総資産事業利益率〕＝事業利益〔経常利益＋支払利息〕÷総資産〔期首・期末平均〕

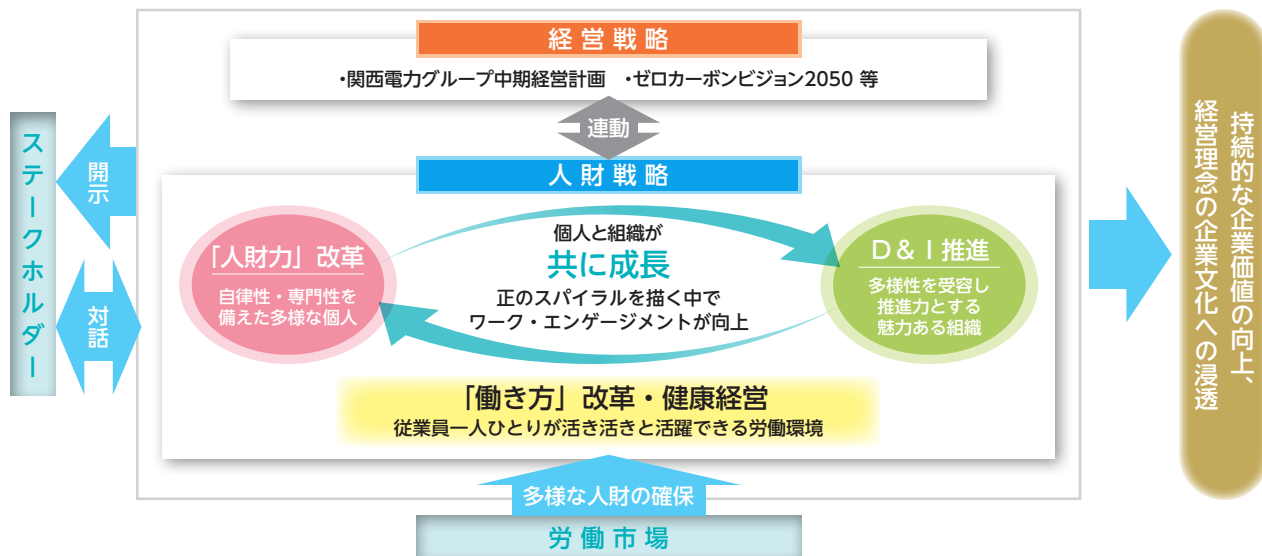
(ご参考)

「人財基盤の強化」の全体像 ～人的資本経営の実践に向けて～

- 当社グループは、「働き方」改革・健康経営による労働環境の整備を土台として、「人財力」改革とD&I推進*に取り組むことで、経営理念の大切な価値観である「公正・誠実・共感・挑戦」を体現しながら、個人と組織が共に成長する好循環を生み出していきます。

※「D&I」＝「ダイバーシティ&インクルージョン」

- これら人財戦略を経営戦略と連動させることで、中期経営計画の達成に貢献し、持続的な企業価値の向上、経営理念の企業文化への浸透を図っていきます。



人財基盤強化に関する各種施策（主なインプット）		アウトプット（個人・組織の成長）		アウトカム（価値創造）	
「人財力」改革	●経営戦略と連動した人財の「質・量」の確保 ●キャリア採用の新規チャネル開拓・強化	多様な「個」の進化と多様性を推進力とする組織の構築	多様な「個」を支える職場環境の構築	イノベーション・新たな価値の創造	経営理念 Purpose & Values の実現
D & I 推進	●男性育児休職の方針策定、積極的な態勢 ●女性本人のキャリア意識向上および周囲の理解促進			既存事業の生産性向上	
「働き方」改革・健康経営	●一人ひとりが活き活きと働くための環境づくり ●従業員一人ひとりの健康意識の醸成				
事業活動の前提	●各職場の主体的な安全活動を支援する取組み ●人権尊重の取組み				

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額	
エネルギー事業	2,473億円
送配電事業	1,362億円
情報通信事業	439億円
生活・ビジネスソリューション事業	451億円
内部取引消去	△ 69億円
設備投資総額	4,658億円

b. 主な設備の新增設工事等

	発 電 設 備	送 変 電 設 備
廃止	[火 力] 相生発電所 1、3号機 (各375,000kW)	—————

(4) 資金調達の状況

a. 社 債

発 行 額	償 還 額
1,761億円	501億円

b. 借入金

借 入 額	返 済 額
8,944億円	7,000億円

c. コマーシャル・ペーパー

発 行 額	償 還 額
7,310億円	8,790億円

(5) 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
関西電力送配電株式会社	400.0億円	100.0%	一般送配電事業等
株式会社オプテージ	330.0	100.0	電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、小売電気事業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保有を含めた運転保全サービス、電気事業
関電不動産開発株式会社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸、管理、不動産投資顧問業
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
関電プラント株式会社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
関電ファシリティーズ株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理
Next Power 株式会社	1.0	100.0	マンション高圧一括受電サービス事業
株式会社KANSOテクノス	1.0	100.0	環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事
株式会社関電システムズ	0.9	100.0	情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング
関電サービス株式会社	0.7	100.0	電力営業・配電・用地・広報業務の受託、電柱広告
ケーイーフューエルインターナショナル株式会社	0.1	100.0	燃料の売買および輸送

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
* 日 本 原 燃 株 式 会 社	4,000.0億円	17.3%	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業
* 株 式 会 社 き ん で ん	264.1	35.8	電気・情報通信・環境関連工事
* 株 式 会 社 エ ネ ゲ ー ト	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売
* San Roque Power Corporation	0.13 (億フィリピンペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電事業

(注) 1. *印は持分法適用の関連会社であり、他は全て連結子会社であります。

2. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

既報の保安伐採業務における不適切処理およびグループ会社における施工管理技術検定の実務経験不備の問題については、昨年コンプライアンス委員会等から調査報告書を受領しており、当社グループは、二度とこのような事態が起こらないよう再発防止策を徹底してまいります。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株
- (2) 発行済株式の総数 9億3,873万3,028株
- (3) 株主数 29万1,158名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	116,823千株	13.08%
大 阪 市	68,287	7.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	52,645	5.89
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	27,462	3.07
神 戸 市	27,351	3.06
関 西 電 力 持 株 会 社	21,008	2.35
大 阪 市 高 速 電 気 軌 道 株 式 会 社	15,461	1.73
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	12,978	1.45
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	12,974	1.45
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	11,947	1.34

(注) 出資比率は、自己株式（45,459,049株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社役員に交付した株式の区分別合計は次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
執 行 役	36,070株	3名

- (注) 1. 執行役の対象には、取締役を兼務する執行役を含めております。
2. 当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積額に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長 (社 外)	榊 原 定 征	指名委員会委員長 報酬委員会委員	一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長 (株)シマノ 社外取締役 (株)産業革新投資機構 社外取締役取締役会議長 一般社団法人日本野球機構 会長
取 締 役 (社 外)	沖 原 隆 宗	指名委員会委員 監査委員会委員	(株)三菱ＵＦＪ銀行 特別顧問 (株)オービックビジネスコンサルタント 社外取締役 一般社団法人日本ＡＢＣ協会 会長
取 締 役 (社 外)	小 林 哲 也	指名委員会委員 報酬委員会委員	近鉄グループホールディングス(株) 代表取締役会長 グループＣＥＯ (株)近鉄エクスプレス 取締役 (株)近鉄百貨店 取締役 近畿日本鉄道(株) 取締役 近鉄不動産(株) 取締役 ＫＮＴ－ＣＴホールディングス(株) 取締役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取 締 役 (社 外)	佐々木茂夫	監査委員会委員	弁護士法人御堂筋法律事務所 客員弁護士 岩井コスモ証券(株) 社外取締役
取 締 役 (社 外)	加賀有津子	報酬委員会委員	大阪大学大学院工学研究科 教授
取 締 役 (社 外)	友 野 宏	監査委員会委員長	住友化学(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
取 締 役 (社 外)	高 松 和 子	指名委員会委員 報酬委員会委員長	日立造船(株) 社外取締役
取 締 役 (社 外)	内 藤 文 雄	監査委員会委員	神戸大学 名誉教授 甲南大学経営学部 教授

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 (代表執行役社長)	森 望		日本原子力発電(株) 取締役
取締役 (代表執行役副社長)	稲 田 浩 二		東洋テック(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
取締役 (代表執行役副社長)	西 澤 伸 浩		
取 締 役	杉 本 康	監査委員会委員 (常勤)	
取 締 役	島 本 恭 次	監査委員会委員 (常勤)	関西電力送配電(株) 監査役

- (注) 1. 当社は、社外取締役全員を、(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 友野宏氏が社外取締役に就任している日本原燃(株)は、当社の特定関係事業者であります。その他、社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、開示すべき関係はありません。
3. 監査委員会委員内藤文雄氏は、学識経験者として、また、監査委員会委員杉本康氏は、当社執行役員経理室長および経理部門担当役員経験者として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、常勤の監査委員会委員として、杉本康氏および島本恭次氏を選定し、内部監査部門や会計監査人等との連携、社内の重要な会議等への出席等を行うことで、適時的確な情報把握等を行っております。また、これらの情報を他の監査委員会委員と共有したうえで議論・決定できる体制を構築することにより、監査委員会の監査・監督機能の強化を図っております。

(2) 執行役の氏名等

地 位	氏 名	委嘱業務	重要な兼職の状況
代表執行役社長	森 望		日本原子力発電(株) 取締役
代表執行役副社長	稲 田 浩 二	エネルギー事業全般、 中間貯蔵推進担当、立地室担当	東洋テック(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
代表執行役副社長	松 村 孝 夫	原子力事業本部長	
代表執行役副社長	松 村 幹 雄	ソリューション本部長、国際事業本部長	
代表執行役副社長	西 澤 伸 浩	コーポレート業務全般、 行為規制担当、調達本部長、経理室担当	
執 行 役 常 務	内 藤 直 樹	エネルギー事業（東京）担当	
執 行 役 常 務	水 田 仁	原子力事業本部長代理（原子力安全・技術、原子力発電、原子燃料）、 原子燃料サイクル室担当（原燃契約）	
執 行 役 常 務	多 田 隆 司	再生可能エネルギー事業本部長、 土木建築室担当	
執 行 役 常 務	高 西 一 光	エネルギー需給本部長、 火力事業本部長、研究開発室担当	
執 行 役 常 務	宮 本 信 之	人財・安全推進室担当、総務室担当	社会福祉法人かんでん福祉事業団 理事長
執 行 役 常 務	安 藤 康 志	原子力事業本部長代理（原子力企画）	
執 行 役 常 務	荒 木 誠	経営企画室担当、水素事業戦略室担当、 IT戦略室担当	
執 行 役 常 務	榎 山 実 果	ソリューション本部長代理、 ガス事業本部長	
執 行 役 常 務	小 川 博 志	エネルギー・環境企画室担当、 原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）	
執 行 役 常 務	池 田 雅 章	コンプライアンス推進室担当、 広報室担当、経営監査室担当	

(3) 取締役および執行役の報酬等の額

役員区分		報酬等の 総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】			対象となる 役員の員数 【名】
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬 (注1)	
取締役	取締役 (社外取締役を除く)	72	72	0	0	2
	社外取締役	134	134	0	0	8
執行役		716	414	227	75	18 (注2)

- (注) 1. 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
 2. 「執行役」の対象となる役員の員数には、取締役を兼務する執行役の人数を含めております。
 また、昨年6月28日開催の第98回定時株主総会の終結の時をもって退任した執行役3名も含めております。
 3. 当事業年度の期末時点における取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額は、次のとおりであります。

氏名	地位 (期末時点)	報酬等の総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】		
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬(※)
森 望	取締役 代表執行役社長	72	41	24	7
稲田 浩二	取締役 代表執行役副社長	60	34	19	6
西澤 伸浩	取締役 代表執行役副社長	55	32	17	5
杉本 康	取締役	36	36	0	0
島本 恭次	取締役	36	36	0	0

(※) 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。

(4) 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針等

a. 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針

(報酬制度の方針および概要)

取締役および執行役の報酬は、会社法の規定に基づき、報酬委員会において決定しております。業務執行を担わない取締役の報酬については、その役割を踏まえ、基本報酬のみの構成としております。業務執行を担う執行役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、各執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬に加えて、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成し、その支給割合については、目安として「基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝6：3：1」となるよう、設定しております。

(報酬決定プロセス)

社外取締役のみで構成している報酬委員会において、「取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針」を定めたうえで、この方針に則り、取締役および執行役の個人別の報酬を決議しております。

また、報酬水準など、報酬に関する諸課題の検討に当たっては、外部機関のデータや他社状況などを活用しております。

b. 報酬体系（基本報酬、業績連動報酬、株式報酬）

(基本報酬)

当社の基本報酬は、各取締役および執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案して、役位に応じた基準額を支給しております。

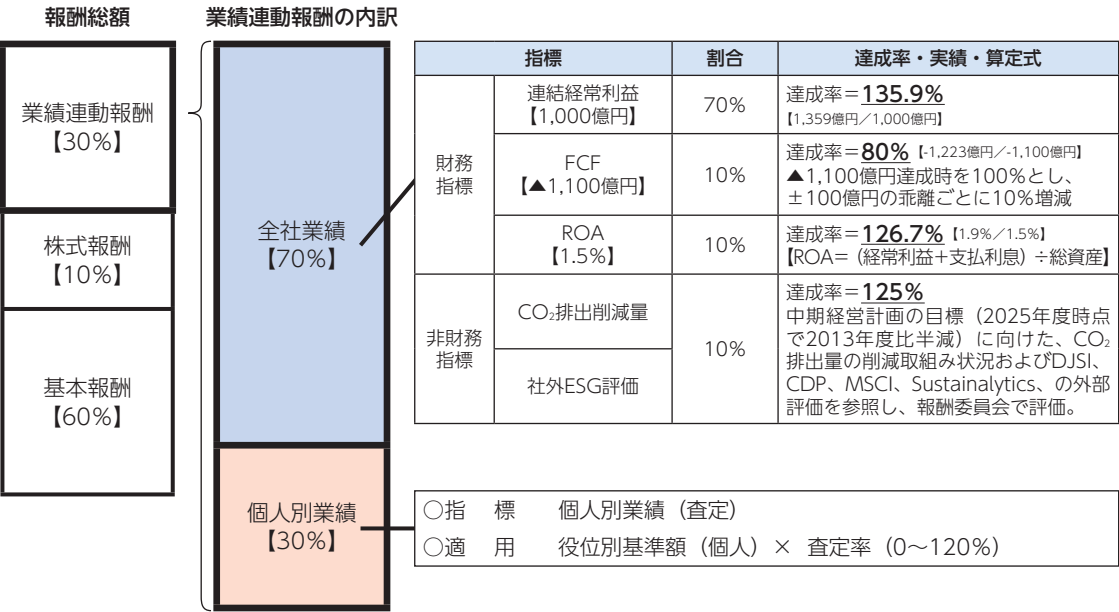
(業績連動報酬)

当社の業績連動報酬は、中期経営計画の財務目標に沿った各指標およびE S Gの取組実績を踏まえた全社業績と、各担当部門の取組実績を踏まえた個人別業績から構成しており、その支給額については、役位ごとの基準額に、目標に対する達成度合に応じて算定し、支給しております。

(株式報酬)

当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

【業績連動報酬の具体的な算定方法】



- (注) 1. 業績連動報酬の役位別基準額 (年額)
- | | |
|-----------|---------|
| 取締役執行役社長 | 2,280万円 |
| 取締役執行役副社長 | 1,740万円 |
| 執行役副社長 | 1,610万円 |
| 執行役常務 | 1,170万円 |
2. 全社業績は、業績の達成度に応じて0~150%の範囲で変動する。
3. 個人別業績は、個人別の成果などに応じて0~120%の範囲で変動する。
- なお、執行役社長は個人別業績を適用せず、全社業績の割合を100%とする。

(5) 取締役会および各委員会の活動状況

a. 取締役会の活動状況

- ・ 当社の取締役会は独立社外取締役が議長を務め、また、取締役13名のうち8名を独立社外取締役で構成しています。
- ・ 取締役会では、法令および取締役会規則に基づき、株主総会議案や各委員会の構成、執行役人事、役員人事措置等、当社グループの経営に関わる重要事項等について決議しております。また、新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の問題に関する取組みの進捗状況、事業ポートフォリオ、四半期ごとの決算を含む中期経営計画の進捗状況、内部統制に関する運用状況等について定期的に報告を受け、審議を行っております。
- ・ 上記の決議および審議を行うに当たって、取締役会議論の充実およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、当事業年度は、取締役による意見交換会を3回、独立社外取締役のみで構成する会合を1回、取締役および執行役による役員合同研修会を1回開催し、当社の経営課題や将来的な成長戦略の方向性等について幅広く議論しております。これらの意見交換会や会合等を通じて得た意見を経営や以降の取締役会議論に反映しております。
- ・ 独立社外取締役は、取締役会議題等の事前説明、原子力発電所をはじめとする第一線職場の視察、従業員との対話等、年間を通じて、積極的に当社の状況把握に努めております。

b. 各委員会の活動状況

(a) 指名委員会

- ・ 指名委員会の委員長および委員全員が独立社外取締役です。
- ・ 当委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、取締役の選任方針の決定を行うほか、執行役社長の後継者計画の内容および育成プロセスや顧問の委嘱等について、審議を行います。
- ・ 当事業年度、重点的に審議・意見交換を行った事項には、以下を含みます。
 - ✓ 執行役社長の後継者計画の運用と後継者候補の育成
 - ✓ 本株主総会に提案する取締役人事
 - ✓ 社外取締役の後継者計画
 - ✓ 役員人事措置の内容

(b) 報酬委員会

- ・ 報酬委員会の委員長および委員全員が独立社外取締役です。
- ・ 当委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に関する方針の決定、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定を行うほか、顧問の報酬等について、審議を行います。
- ・ 当事業年度、重点的に審議・意見交換を行った事項には、以下を含みます。
 - ✓ 他社の役員報酬水準や報酬方針の動向等に係る調査結果を踏まえた当社役員報酬のあり方
 - ✓ 業績連動報酬の仕組みや目標設定（E S G 関連指標の導入を含む）

(c) 監査委員会

- ・ 監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員 6 名のうち 4 名が独立社外取締役です。
- ・ 当委員会は、取締役会で決定した当社グループの経営に関わる重要事項等を踏まえた監査計画を策定し、当社グループの事業活動が適法・適正に行われているか、また、リスクの防止と企業価値の向上に向けて適切・妥当な意思決定や業務執行が行われているか、との観点から監査を行うとともに、監査委員会委員間での審議、取締役会や執行側への報告、意見表明等を行います。
- ・ 当事業年度、重点的に行った監査等の事項には、以下を含みます。
 - ✓ コンプライアンス、ガバナンス強化に向けた取組状況
 - ✓ 中期経営計画に基づく取組状況
 - ✓ 第一線職場との対話
 - ✓ 金品受取り問題および役員退任後の囑託等の報酬に関する問題について、当社が提起した旧役員を被告とする損害賠償請求訴訟の対応

(6) 当事業年度の取締役会等の実効性評価結果

当社は、取締役会や指名・報酬・監査委員会の機能向上のため、毎年、取締役会等の実効性評価を実施し、取締役会運営をはじめとするコーポレート・ガバナンスの改善を図っております。

a. 昨年度の実効性評価結果に基づく主な課題と当事業年度の主な取組み

昨年度の主な課題	当事業年度の主な取組み
①社外取締役と経営陣とのコミュニケーション機会の充実	取締役による意見交換会や、全取締役・執行役を対象とする研修会を実施する等、社外取締役と経営陣のインフォーマルなコミュニケーション機会を積極的に設定し、相互理解の向上を図るとともに、事業ポートフォリオや中期経営計画等に関する中長期的な重要テーマに係る議論を充実させました。
②中長期的な重要テーマに係る議論のさらなる充実	
③取締役会による各監査機能に対する監督等のあり方	取締役会と監査委員会の関係性に係る認識共有の場の設定、内部監査部門等との意見交換の充実等を通じ、取締役会等の監督機能の実効性向上を図りました。
④役員トレーニングのあり方、実施状況の確認	役員トレーニングの実施状況や今後の方向性を取締役会に報告し、適宜、取締役会の意見を反映させる等、役員トレーニングに対する取締役会の監督を強化しました。
⑤取締役会の構成のさらなる向上	本株主総会に提案する取締役候補者の選定を含むボードサクセッションについて、ジェンダー、年齢、職歴等の多様性を踏まえた構成となるよう、継続的に指名委員会で議論を行いました。

b. 当事業年度の実効性評価の概要と結果

評価・分析方法	評価項目
・第三者機関を活用した、全取締役対象のアンケート（5段階評価＋自由記述）により、取締役会等の実効性に関する調査を実施 ・第三者機関による調査結果の分析を踏まえ、取締役会等の実効性について、本年4月27日開催の取締役会にて審議・評価	1. 取締役会の役割・機能 2. 業務改善計画の取組状況 3. 取締役会の構成・規模 4. 取締役会の運営 5. 指名・報酬・監査委員会の運営 6. 社外取締役の役割・サポート体制 7. 株主・投資家等との関係 8. 昨年度の主な課題に対する改善状況

当事業年度の調査結果の総評

取締役会の強みとして、取締役会の役割である「経営戦略等の中長期的な重要テーマに関する議論が充実している」こと、およびそれを支える「十分な情報提供、審議時間確保等の適切な取締役会運営や取締役会の人数規模」が挙げられ、また、指名・報酬・監査委員会に共通した強みとして「アジェンダセットや十分な情報提供等の適切な運営」を挙げる分析結果を確認しております。

また、昨年度の主な課題に対する改善状況について「概ね改善している」との結果を得ており、取締役会等の実効性が着実に向上していることを確認しております。

一方、「（ご参考）コンプライアンスに関わる不適切な事案の詳細について（59頁から62頁）」に記載の事案等の発生を受けて、「組織風土改革やコンプライアンス推進の状況」が課題である分析結果も確認しております。当社グループは、コンプライアンスの徹底を一人ひとりが「自分事」として真摯に向き合い、かつ、実践する組織風土の改革を断行するとともに、グループ全体の内部統制を抜本的に強化してまいります。取締役会は、これらを中心とする執行側の取組みに対して、より一層監督機能を発揮し、継続的に実効性向上に努めてまいります。

今後の主な課題	今後の対応の方向性
①組織風土改革・コンプライアンス強化に向けたさらなる取組み	緊急対策本部の取組状況、内部通報制度を含む内部統制の整備・運用状況等に関する報告内容・審議時間を充実させ、取締役会等がさらに監督機能を発揮し、組織風土改革・コンプライアンス強化を強力に推進してまいります。
②取締役会による指名・報酬委員会への監督のあり方	指名・報酬に関して取締役会が監督すべき事項等について、取締役会で認識を共有し、十分な取締役会報告を行うことで、取締役会の監督機能の向上を図ります。
③株主・投資家等への情報開示・説明	重要事項に関する情報開示のあり方や情報発信の機会に関して、株主・投資家等の目線で取締役会がさらに監督機能を発揮し、株主・投資家等との適切な関係構築を図ります。
④取締役会の構成のさらなる向上	将来の経営環境を踏まえた、あるべき取締役会の構成について、指名委員会において継続して議論してまいります。

(7)当事業年度における社外役員の主な活動状況

a. 取締役会等の活動状況

氏 名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
榊 原 定 征	◎100% (14/14回)	◎100% (7/7回)	100% (2/2回)	
沖 原 隆 宗	100% (14/14回)	100% (7/7回)	100% (1/1回)	100% (11/11回)
小 林 哲 也	79% (11/14回)	71% (5/7回)	100% (2/2回)	
佐々木 茂 夫	100% (14/14回)			100% (15/15回)
加 賀 有 津 子	93% (13/14回)		100% (2/2回)	100% (4/ 4回)
友 野 宏	100% (14/14回)			◎100% (15/15回)
高 松 和 子	100% (14/14回)	100% (7/7回)	◎100% (1/1回)	
内 藤 文 雄	100% (14/14回)			100% (15/15回)

(注) 1. 小数点以下第1位を四捨五入、出席回数／在任中の開催回数

2. ◎は議長または委員長

b. 社外取締役の主な活動状況

氏 名	主な活動状況
榊 原 定 征	グローバルに事業展開する東レ(株)の要職に加え、一般社団法人日本経済団体連合会会長として得た豊富な経営経験と、ガバナンスやエネルギー政策等に関する高い識見を活かし、取締役会議長として、議題の選定や議論時間を十分に確保する議事運営を主導するとともに、エネルギー政策の動向を踏まえたゼロカーボン戦略の方向性、海外事業者との新規事業参入におけるリスクマネジメントや事業ポートフォリオのあり方に関して積極的に意見提起するなど、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名委員会委員長および報酬委員会委員を務め、指名委員会委員長としては、「執行役社長の後継者計画の運用と後継者候補の育成」や「社外取締役の後継者計画」などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、取締役による意見交換会や独立社外取締役のみで構成する会合のリード役を務め、取締役間の活発な意見交換・情報共有に尽力しているほか、会長として、第一線職場従業員や機関投資家等と積極的に対話し、建設的な意見交換を重ねるなど、経営の健全性確保に貢献しております。

氏 名	主な活動状況
沖 原 隆 宗	グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの要職を歴任し、経営者としての豊富な経験に基づき、ソリューションサービスや新規事業における推進体制、情報セキュリティ対策に関して積極的に意見提起するなど、幅広い経営的視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名委員会および監査委員会の各委員を務め、指名委員会委員としては、「執行役社長の後継者計画の運用と後継者候補の育成」や「社外取締役の後継者計画」などについて、有益な意見を述べており、持続的な経営体制の強化に貢献しております。また、監査委員会委員として、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。
小 林 哲 也	鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している近鉄グループにおいて要職を歴任し、社会インフラを担う企業における経営者としての豊富な経験に基づき、地域活性化のためのソリューションサービスの展開や国・自治体等との連携のあり方に関して積極的に意見提起するなど、幅広い経営的視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名委員会および報酬委員会の各委員を務め、指名委員会委員としては、「執行役社長の後継者計画の運用と後継者候補の育成」や「社外取締役の後継者計画」などについて、また、報酬委員会委員としては、「グループ会社役員の報酬のあり方」などについて、有益な意見を述べており、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、自身の経営者としての経験を踏まえ、組織風土改革の取組みに関して実務的なアドバイスをを行い、具体的取組みを紹介するなど、経営の健全性確保に貢献しております。
佐々木茂夫	大阪高等検察庁検事長その他要職を歴任し、現在は弁護士として活躍しており、また、他の会社の社外役員にも就任するなど、法曹や経営監督における豊富な経験に基づき、法制度の改正に伴う対応や中長期的な事業推進におけるリスク、当社のガバナンス体制の留意事項等に関して積極的に意見提起するなど、コンプライアンスを重点としつつ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、監査委員会委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。

氏 名	主な活動状況
加賀有津子	民間企業における経験を経て、現在はまちづくりや都市計画などの分野で、大阪大学大学院教授として活躍しており、ソリューションサービスの推進に向けたスマートシティの検討・加速に関して積極的に意見提起するなど、学識経験者として幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、報酬委員会委員を務め、「非財務指標のあり方」などについて有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。
友 野 宏	グローバルに事業を展開する日本製鉄㈱の要職を歴任し、経営者としての豊富な経験に基づき、技術開発やイノベーション活動の促進および原子力の安全対策、海外事業者との新規事業参入におけるリスクマネジメントに関して積極的に意見提起するなど、幅広い経営的視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、監査委員会委員長としては、監査委員会の「監査報告書の作成」や「監査計画の策定」などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。さらに、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。
高 松 和 子	公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、グローバルに事業を展開するソニー㈱（現・ソニーグループ㈱）の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、ダイバーシティに関する高い識見に加え、経営者としての豊富な経験に基づき、顧客をはじめとしたステークホルダーの視点での情報開示のあり方や、生産性向上に資する雇用や人材登用のあり方に関して積極的に意見提起するなど、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、報酬委員会委員長および指名委員会委員を務め、報酬委員会委員長としては、「2023年度役員報酬の方向性」などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。

氏 名	主な活動状況
内 藤 文 雄	財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者としての専門的知見を生かし、内部統制システムの構築・運用・改善状況や、各事業の推進に係るリスク判断のあり方、投資額の妥当性、財務健全性の維持・向上に関して積極的に意見提起するなど、財務会計をはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、監査委員会委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うほか、内部統制システムの構築・運用やリスク管理などに関して担当部署等と積極的に意見交換を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。

(注) 当社の社外取締役である榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、取締役会および所属する委員会等において、日頃からガバナンスおよびコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行うとともに、再発防止に向けた取組みの実行状況の検証等に当たって提言を行うなど、その職責を果たしております。

①金品受取り問題に係る発注プロセス等に関する指摘について

当社は、昨年4月、コンプライアンス委員会から、金品受取り問題に係る当時の個別の発注プロセス等において、コンプライアンス上の問題があった旨の指摘を受けました。

②特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について

当社は、本年3月30日、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定されました。

③新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について

昨年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し活用していたことが判明しました。

※②③の事案の経緯、原因および再発防止については、「（ご参考）コンプライアンスに関わる不適切な事案の詳細について（59頁から62頁）」をご参照ください。

(8) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(9) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「(1) 取締役の氏名等」および「(2) 執行役の氏名等」に記載の各取締役および各執行役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。

なお、役員の職務執行の適正性を確保するため、以下の措置を講じております。

- ①会社法第430条の2第1項第1号で定める費用（弁護士費用等の争訟費用）について、法令の定める範囲内において補償することとしており、同項第2号に定める損失（職務の執行に関し、第三者に生じた損害に対する賠償費用および和解に基づく費用）については、補償の対象外としております。
- ②当社が役員に対して当該役員の責任追及のために訴訟を提起した場合については、補償の対象外としております。
- ③補償契約締結前の役員の職務執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、責任追及に係る請求を受けた場合については、補償の対象外としております。
- ④株主による責任追及等の訴えにおいて、会社が補償を行った後に、役員の敗訴が確定し、かつ、当該役員に悪意・重過失が認められる場合は、取締役会の決定により当該役員に対して当社が支払った補償の返還請求を行うことができることとしております。

(10) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（取締役、執行役、執行役員、監査特命役員ならびに子会社である関西電力送配電株式会社の取締役、監査役、執行役員および理事）が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合はてん補の対象外とすること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

4 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

当該体制に関する取締役会の決議内容および当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 当該体制に関する取締役会の決議内容

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

a. 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社の機関設計を採用するとともに、外部の客観的な視点を重視し、株主総会から経営の負託を受けた取締役会、ならびに指名委員会、報酬委員会および監査委員会の法定3委員会を、それぞれ過半数の独立社外取締役から構成することに加え、取締役会議長および法定3委員会の委員長を独立社外取締役からそれぞれ選定する。また、執行役会議および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行う。

取締役および執行役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従い、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営計画等の経営の基本方針について審議・決定するとともに、経営の基本方針に基づく業務執行の決定については、原則として執行役に委任し、報告を受け、執行役を監督する。

また、コンプライアンスに係る監督機能強化のため、取締役会直下の委員会として、委員長を社外有識者とし過半数を社外委員で構成するコンプライアンスに係る委員会を設置する。同委員会は、コンプライアンスに係る基本方針や、取締役および執行役に関する問題事象の対処方針など特に重要なものについて、審議・承認するとともに、社長等執行に対して必要に応じ直接指導、助言、監督し、取締役会に定期的に報告を行う。取締役および執行役は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負い、報告先はコンプライアンスに係る委員会および取締役会議長とする。

監査委員会は、取締役・執行役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行うとともに、監査の状況・結果について取締役会に報告する。また、必要に応じて執行役等に対して助言又は勧告を行う。監査委員は、執行役会議などの重要な会議体に出席し、執行役から経営上の重要事項に関する説明を聴取する。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

b. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

d. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、重要な業務の執行に関する事項について、全ての執行役により構成する執行役会議において、原則として毎週審議する。

e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

執行役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求める。加えて、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンスに係る委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人および社外の関係者から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置する。使用人は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負う。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

執行役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

(a) 執行役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。

(b) 執行役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(c) 執行役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。

(d) 執行役は、子会社に対して、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させる。加えて、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンスに係る委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役および使用人から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置する。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。

g. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

執行役は、監査委員会の求めに応じて、監査委員および監査委員会の職務を補助するために、監査実務、監査委員会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。また、監査委員会の職務を補助する使用人として、監査特命役員を置くことができることとする。

h. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員および監査委員会の職務を補助する使用人および専任組織は、監査委員会直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査委員会の指示に従うとともに、執行役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査委員会の意向を尊重する。

i. 監査委員会への報告に関する体制

取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査委員会に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査委員会に報告する。

j. 監査委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査委員会に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

k. 監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

執行役は、社内規程に基づき、監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。

l. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、執行役および使用人は、監査委員会による監査に協力するとともに、監査委員会の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

執行役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た内部監査に係る委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

a. 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、外部の客観的な視点を重視し、株主総会から経営の負託を受けた取締役会、ならびに指名委員会、報酬委員会および監査委員会の法定3委員会を、それぞれ過半数の独立社外取締役から構成しており、取締役会議長および法定3委員会の委員長を独立社外取締役からそれぞれ選定している。また、執行役会議および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行っている。

取締役および執行役は、経営の基本的方向性や行動の規範に従い、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践している。

取締役会は、2022年度中に14回開催し、経営計画等の経営の基本方針について審議・決定するとともに、経営の基本方針に基づく業務執行の決定については、原則として執行役に委任し、報告を受け、執行役を監督している。また、コンプライアンスに係る監督機能強化のため、取締役会直下の委員会として、委員長を社外有識者とし過半数を社外委員で構成するコンプライアンス委員会を設置している。同委員会は、2022年度中に10回開催し、コンプライアンスに係る基本方針や、取締役および執行役に関する問題事象の対処方針など特に重要なものについて、審議・承認するとともに、社長等執行役に対して必要に応じ直接指導、助言、監督し、取締役会に定期的に報告を行っている。

加えて、企業経営の刷新に向け、取締役および執行役等が自らを磨き格別に高い行動規範を堅持するため、コンプライアンス委員会からの提言を踏まえてトレーニングを強化し、コンプライアンス・ガバナンスに関する研修を実施している。取締役および執行役就任時の研修については、就任に当たっての心得や法的責任等に関する研修を実施している。

取締役および執行役は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負い、コンプライアンス委員会および取締役会議長に報告することとしている。

監査委員会は、取締役・執行役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行うとともに、監査の状況・結果について取締役会に報告している。また、必要に応じて執行役等に対して助言または勧告を行っている。監

- 査委員は、執行役会議などの重要な会議体に出席し、執行役から経営上の重要事項に関する説明を聴取している。
- また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行っている。
- b. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 執行役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理している。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 執行役は、事業活動に伴うリスクについて、各部門が自律的にリスクを評価して、必要な対策を実施し、部門横断的なリスクについては、リスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所がリスク管理に係る方針、計画等を策定するとともに、業務執行箇所のリスク管理状況を把握、評価し、日常的な支援を行っている。
- また、「関西電力グループ リスク管理規程」および「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を2022年度中に3回開催し、全社的な視点でリスク管理状況を把握、評価するとともに、取締役会・執行役会議に報告している。
- d. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 執行役は、会社の組織、機構、業務分掌、職位およびそれらの運用について定める「職制規程」ならびに各職位の職責、権限およびそれらの運用について定める「職責権限規程」に基づいて業務運営の責任体制を明確にするとともに、権限の配分、行使を適切な範囲で行い、効率的な体制を構築している。
- また、執行役は、2022年度中に執行役会議を48回開催し、重要な業務の執行に関する事項について審議するとともに、必要な報告などを行うことにより効率的な意思決定を行っている。
- e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 執行役は、「サステナビリティ推進会議規程」に基づき、サステナビリティ推進会議を2022年度中に5回開催し、サステナビリティ活動計画の審議・策定を行い、それに基づき各組織において自律的な取組みを展開するとともに、サステナビリティの浸透状況について確認を行っている。また、執行役等は、従業員とのコミュニケーションの機会等を通じて、全てのステークホルダーのみなさまに誓った社長宣誓や、経営理念等に込めた思いを自らの言葉で伝え浸透を図るとともに、社長宣誓を意識した行動を実践している。さらに、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンス委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保している。加えて、法令遵守意識を醸成・徹底するため、企業倫理の専門家であるコンプライアンス委員会の社外委員監修のもと、コンプライアンスについて能動的に考える討議型の研修を実施している。
- また、使用人および社外の関係者から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置している。使用人は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負っており、その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保している。
- f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 執行役は、子会社の経営層と、定期的な会議を通して、子会社の経営状況等についてコミュニケーションを行うとともに、四半期ごとに決算実績について報告を受けている。
- 子会社の事業活動に伴うリスクについては、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握を行うとともに、子会社のリスク管理状況について確認し、リスク管理委員会で報告を受けている。また、専門性を備えたリスク分野ごとの管理箇所が、定期的に開催する会議等を通して、子会社に日常的な助言・指導を行っている。
- 子会社に対し、経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、業務の適正確保に必要なサステナビリティ、コンプライアンス、組織および権限に係る規程の整備状況を確認している。
- コンプライアンス相談窓口を社内外に設置し、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について申

し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させている。

g. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

執行役は、執行部から独立した組織として監査委員会室を設置し、監査委員会室は14名のスタッフにより監査計画に基づく監査実務、監査委員会の運営等を実施している。また、監査委員会の職務を補助する使用人として、監査特命役員2名を置いている。

h. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査委員会直属の監査業務専任のスタッフについて、執行役の指揮命令を受けず、また、その評価・異動等は監査委員会の意向が尊重されているなど、執行役からの独立性を確保している。

i. 監査委員会への報告に関する体制

当社は、「監査委員会監査の実効性確保に関する規程」に基づき、経営・業績に係る重要事項、社内外への開示事項等につき、監査委員会に報告を行っている。

j. 監査委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役は、社内規程を整備し、不利な取扱いの排除を確保している。また、子会社の不利な取扱いの排除につき、全ての子会社において規程化されていることを確認している。

k. 監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

執行役は、監査業務に必要な費用を確保している。

l. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査委員会監査の実効性確保に関する規程」等の社内規程に基づき、監査委員会または監査委員会スタッフの監査に係る調査に協力している。

主要な委員会等については、委員会事務局が都度、常勤監査委員等に開催案内を送付し、委員会等の資料・議事録の提供などを適切に行っている。常勤監査委員等は、委員会に都度出席し、審議状況を聴取し、必要に応じて意見を述べている。

m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

執行役は、内部監査の専任組織として経営監査室を設置し、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を監査しており、その結果については、半期ごとに、社外有識者3名を含む経営監査委員会の審議を経て、取締役会・執行役会議に報告している。

特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反や新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等のコンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでおり、それらの原因を踏まえると、内部統制の運用において不十分な点があったと考えております。

今後も発生しうる様々な環境変化とリスクに確実に対応するべく、内部統制の抜本的強化に全力で取り組んでまいります。

※上記事案の経緯、原因および再発防止策については、「（ご参考）コンプライアンスに関わる不適切な事案の詳細について（59頁から62頁）」をご参照ください。